

石川県公報

令和5年10月3日

第13647号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	1
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	2
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同)	2
○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	3
○生活保護法に基づき指定を受けた施術所の名称及び所在地の変更の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術所の名称及び所在地の変更の届出 (同)	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止 (長寿社会課)	3
○介護保険法に基づく介護医療院の許可の一部の効力の停止 (同)	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止 (同)	4

告 示

石川県告示第378号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年10月3日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
ウエルシア薬局小松吉竹店	小松市吉竹町よ41番地1	令和5年9月1日

石川県告示第379号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年10月3日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
ウエルシア薬局小松吉竹店	小松市吉竹町よ41番地1	令和5年9月1日

石川県告示第380号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和5年10月3日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
しおのやクリニック	白山市湊町レ部33の1	令和5年6月30日
館歯科医院	七尾市神明町口部6番地5	令和5年7月31日

石川県告示第381号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和5年10月3日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
しおのやクリニック	白山市湊町レ部33の1	令和5年6月30日
館歯科医院	七尾市神明町口部6番地5	令和5年7月31日

石川県告示第382号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和5年10月3日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 コスモス加賀	加賀市作見町カ132番地 1	ヘルパーステーション コスモス加賀	加賀市作見町カ132番地 1	令和5年 9月1日

石川県告示第383号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和5年10月3日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 コスモス加賀	加賀市作見町カ132番地 1	ヘルパーステーション コスモス加賀	加賀市作見町カ132番地 1	令和5年 9月1日

石川県告示第384号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年10月3日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
佐々木 由美	らく～だ治療院	能美市湯谷町ト165番地	令和5年8月1日

石川県告示第385号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年10月3日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
佐々木 由美	らく～だ治療院	能美市湯谷町ト165番地	令和5年8月1日

石川県告示第386号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

令和5年10月3日

石川県知事 馳 浩

氏 名		名 称	所 在 地	変更年月日
伊 藤 忠 弘	新	らく～だ治療院	能美市湯谷町ト165	令和5年8月1日
	旧	小松らく～だ治療院	小松市小馬出町122	

石川県告示第387号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

令和5年10月3日

石川県知事 馳 浩

氏 名		名 称	所 在 地	変更年月日
伊 藤 忠 弘	新	らく～だ治療院	能美市湯谷町ト165	令和5年8月1日
	旧	小松らく～だ治療院	小松市小馬出町122	

石川県告示第388号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

令和5年10月3日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の一部の効力を停止した内容	指定の一部の効力を停止した期間	サービスの種類
17B1500021	医療法人平成会	介護医療院悠悠 羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	新たにサービスを利用しようとする者に対するサービスの提供の停止及び報酬支払額の制限7割(報酬3割減)	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで	短期入所療養介護

石川県告示第389号

介護保険法(平成9年法律第123号)第114条の6第1項の規定により、次のとおり介護医療院の許可の一部の効力を停止した。

令和5年10月3日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	許可の一部の効力を停止した内容	許可の一部の効力を停止した期間	サービスの種類
17B1500021	医療法人平成会	介護医療院悠悠 羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	新たにサービスを利用しようとする者に対するサービスの提供の停止及び報酬支払額の制限7割(報酬3割減)	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで	介護医療院

石川県告示第390号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の9第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

令和5年10月3日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の一部の効力を停止した内容	指定の一部の効力を停止した期間	サービスの種類
17B1500021	医療法人平成会	介護医療院悠悠 羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	新たにサービスを利用しようとする者に対するサービスの提供の停止及び報酬支払額の制限7割(報酬3割減)	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで	介護予防短期入所療養介護